

【今、国会で議論されている集団的自衛権については、国際司法裁判所の判決に反し、国際法上だれも認めていないものです。それは何故なのか。根拠や理由等をまとめたものを掲載します。】

「戦争法案」を廃案へ！不戦の日！8.15 北海道集会

とき：2015年8月16日

講師：衆議院議員 横路 孝弘

演題『日本国憲法と安全保障をめぐる情勢』

今日の講演は、今の憲法が出来るまでの歴史、問題になっている安全保障政策、自民党の憲法改正案と三つの点について話したい。参考資料として、日本国憲法について、私の第八版を参考にして頂きたい。

日本の憲法は敗戦から生まれたのはご承知の通り。

明治以降、太平洋戦争まで、我が国が軍隊を海外へ出兵した記録。全部で15回。日清、日露、日中、太平洋戦争と、4回戦争しているので合計19回。台湾出兵は1874年、最後、太平洋戦争が終わったのが1945年。この間71年間。

今年は敗戦になってから70年。その前の70年は20回近い戦争をしていた。この戦後70年間、どれほど平和的な環境で生活してきたかよくわかる。(別紙「出兵記録」)

太平洋戦争

太平洋戦争で日本人は310万人亡くなった。軍人軍属が240万人。空襲で41万人。北海道も昭和20年7月14、15日、空襲艦砲射撃を受け、2,908人が亡くなっている。航空母艦が14隻やってきてグラマンキャットという飛行機から空襲を受けた。終戦直前の8月14日夜も、全国的に空襲を受け多くの人が亡くなった。8月15日、特攻で30数十名の若者が亡くなっている。

空襲には防空法と言う法律があり、逃げるのを禁止される。消火に務めなければならないとされている。NHKの朝ドラでやっていたが、大阪の市役所の課長さんが皆に、逃げろ、逃げろと言って防空法違反で逮捕された。そういう世の中だった。

今でも113万柱の遺骨が日本に帰ってきていない。海で亡くなっている人もいるので回収可能なのが60万柱と言われている。日本の遺骨収集は十分ではない。米国は北朝鮮とあれだけ関係悪化しているが、朝鮮戦争で死んだ米兵の遺骨収集を続けている。ベトナム戦での遺骨収集も行っている。国として命令して兵隊に参加させたわけだから、遺骨は国の責任で国に戻すと。しかし日本は十分には行っていない。フィリピンが一番多く派兵され61万人。亡くなった人は49万8600人。約50万、8割の人が亡くなっている。亡くなった人の8割が栄養失調とマラリア。つまり餓死。日本全体の戦死者のうち、戦闘行為で亡くなった人は、35%くらい。これは今で言う後方支援、兵站が不十分だったから。食料は現地調達という方針だったから、現地でのトラブルが非常に多かった。

アジアでは、中国が一番多く亡くなっていて2000万人位。フィリピンが110万人、ベトナムが200

万人。ベトナムで亡くなった人は餓死が圧倒的に多い。日本人が食料を取り上げた。コメの強制買付や稲作からジュートへの転作、南部からのコメの輸送路の寸断という事情などにより餓死者を増やした。なお日本政府は、餓死者は30万人と言っている。シンガポールでも10万人。戦争における被害は日本だけでなく、アジアに日本軍によって大きな被害をもたらした。

昨日の戦没者追悼式に私も出席したが、安倍さんの話は何を言っているのかわからない。今までは、日本人とアジアの人々に対する追悼のことばがあった。それが全くなくなっていた。今までの総理は、憲法に基づいて戦争は絶対やらないと決意が述べられていたのが、それも全く無くなった。昨日は天皇陛下の「深く反省をし、二度と戦争をしない、戦後の日本は、平和を迫及する国民の努力によって復興、発展を遂げてきた」という言葉が非常に印象に残った。安倍さんの話は本当に心のこもらない話で、あんな談話なら出さない方が良かった。

ポツダム宣言

そういう戦争の結果、昭和20年7月26日ポツダム宣言が発せられた。ヒロシマ・ナガサキ、ソ連の参戦はいつだったか。その後の8月6日、9日。当時、日本政府は、もうだめだろうとソ連に期待して和平工作する一方、陸軍は1億総特攻、本土決戦、米軍上陸を昭和20年11月と予想、新法を作って男性は15歳から60歳、女性は17歳から40歳、皆、兵役として招集をかけ本土決戦に備えるという準備をしていた。

政府はポツダム宣言にはコメントしないと閣議決定をしていたが、鈴木貫太郎首相が、7月27日の記者会見で政府としては、ポツダム宣言は価値あるものと認めず、黙殺し断固戦争完遂に邁進しますと発言をしたことから、連合国は「拒否だ」と受け止め、その後のヒロシマ・ナガサキ、ソ連の参戦に繋がっている。宣言を受諾したのは8月14日、もっと早く受け入れていたらという思いが強い。

憲法の制定

新しい憲法制定への国民の思いは、戦争で大変な思いをしたということが強くある。ところで今の憲法は明治憲法の改正である。芦田均委員長の憲法改正の委員会議事録を見ると、本当に熱のこもった議論が行われている。「此の議事堂の窓から眺めて見ましても我々の眼に映るものは何であるか満目蕭條たる焼野原であります、其處に横はつて居つた數十萬の死體、灰燼の中の『バラック』に朝晩乾く暇なき孤兒と寡婦の涙、其の中から新しき日本の憲章は生れ出づべき必然の運命にあつたと、内閣は御考へにならないか、獨り日本ばかりではありませぬ、戦に勝つた『イギリス』でも『ウクライナ』の平野にも、楊子江の楊の蔭にも、同じやうな悲嘆の叫びが聞かれて居るのであります、此の人類の悲嘆と社會の荒廢とを靜かに見詰めて、我々はそこに人類共通の根本問題が横はつて居ることを知り得ると思ひます、此の人類共通の熱望たる戦争の抛棄と、より高き文化を求める欲求と、より良き生活への願望とが、敗戦を契機として一大變革への途を餘儀なくさせたものであることは疑ひを容れないと思ふ」。

戦後すぐ憲法については改正の議論が行われた。政府は昭和20年10月に憲法問題調査会を、松本烝治さんを責任者としてつくった。各政党も憲法研究会をつくった。8月15日から2か月後にはあちこちで議論が行われていた。高野岩三郎、鈴木安蔵、森戸辰男などが作った憲法草案要綱は他の憲法改正案と比べて唯一天皇元首制ではなく、天皇象徴制の案をつくっている。この案は翻訳されてGHQに提

出され、参考にされている。

制定の中で大きな役割を果たしたのは、昭和 21 年 1 月 24 日、マッカーサー・幣原会談。幣原さんというのは総理大臣、以前外務大臣もやっていて、パリの不戦条約やワシントンの軍縮条約に参加した人で、軍部の反対で辞めさせられた人。その人が昭和 20 年 10 月に総理大臣になった。「今我々が制定中の憲法に戦争放棄の規定を入れたいと、そういう努力をしています」という話をマッカーサーにしており、マッカーサーはそれを受け入れたということを米国国会上院軍事外交合同審査会で証言している（1951 年 5 月 5 日）。

2 月 1 日に毎日新聞がスクープしたのが松本試案だったが、内容は明治憲法と変わらないもので、これではダメだということでマッカーサーノートが作られ、1946 年 2 月 9 日 GHQ の草案が作られた。当時、天皇陛下を戦犯にすべきというような議論が連合国で上がり、マッカーサーは天皇を残さなければうまく占領政策が進まないと考えていた。その後、政府との話し合いを経て 3 月 6 日に憲法草案ができた。政府と交渉したとき、日本政府が抵抗したのが二つあり、GHQ の草案では天皇は象徴制になっているがこれは元首制でなければと抵抗した。もう一つ、男女平等はダメだと。日本では女性が男性と同じ権利を持つ土壌はないと主張した。その他、一院制を二院制に、外国人の人権、土地の国有化など GHQ の提案に対し反対した。マッカーサー草案から GHQ 草案に至る過程で色々変えられたところがある。

帝国議会における修正

帝国議会と貴族院で憲法草案のどこを修正したのかということが、20 年前に発表された資料によって明らかになった。この資料の縦線を引いたところが削除、小さい文字を入れたところは新しく付け加えたところ。

主な点、第 1 条「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、日本国民の至高の総意に基づく」という原案を「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と変えている。主権在民を明確にした。

第 9 条、「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は、武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを放棄する」、この「他国との間の紛争」を「国際紛争」と修正し、放棄する範囲を拡大し、国際紛争に軍事介入しないという原則をはっきりさせた。

第 25 条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と新しく入れ、これにより戦後の生活保護制度だとか福祉、社会保障政策が充実してきた。いわば生存権。ワイマール憲法にも規定があったが、より進んだもの。戦後日本にとっては非常に意味のあるものと言える。

第 26 条「すべて国民はその保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負う。初等教育はこれを無償とする。」というのを「児童」を「子女」に「初等」を「普通」に修正することで、小学校までの義務教育を中学校まで拡大された。これも戦後の日本社会にとって大きな改正だったと思う。後ほどゆっくり見て欲しいが、議会で結構自由に改正をしてきた。

最近の教科書、安倍さんのグループが推奨している教科書、育鵬社の日本国憲法のところには「GHQ は自ら全面的に改正案を作成してこれを受け入れるよう日本側に強く迫りました。議員は GHQ の意向に反対の声をあげることは出来ず、ほとんど無修正のまま採択されました」、こんな事実に反する記述

をしている教科書が大阪などで採択されている。戦争については「自存自衛の戦争としたうえで大東亜戦争と名付けました」と。「日本軍の勝利に東南アジアやインドの人々は独立への希望を強く抱きました」と。完全に戦争肯定の教科書。こんな教科書が安倍さんを中心とする日本会議と青年会議所などを通じて広がっていった。こんな教科書で子どもたちが教育されたらどうなるのかと、本当に強く思う。是非、帝国議会での憲法の議論、非常に大事な修正を沢山やっているということをご理解頂きたい。

この憲法はまた、極東委員会が憲法を実施後 1~2 年後に再検討の機会を与えますよとマッカーサーは吉田さんと呼んで憲法改正してもいいよと 1947 年、昭和 22 年に言っている。日本の憲法は昭和 21 年 11 月 3 日公布で、22 年 5 月 3 日が施行。吉田さんは、憲法改正の意志はないよと衆参両院で議論して改正の意志はないと回答する。当時、文部省が作った「あたらしい憲法のはなし」という冊子を読んで見ても、戦争が終わって良かったなという空気が非常に強く溢れているように思う。

戦争の総括

新しい憲法の下に日本はスタートするが、一番の問題は戦争の総括を日本自身がしていないこと。

満州事変以降の中国への侵略、ノモンハン事件。これは大敗して 2 万人以上亡くなった。その直後に真珠湾攻撃を行いアメリカと戦争を始めた。1937 年当時、日本はどこから石油を依存していたかという、74%がアメリカからの輸入だった。1939 年は 90%がアメリカからの輸入だった。それで 1941 年に戦争を始める。何を考えているんだと誰でも思う。

政府も総力戦研究所を設置し、昭和 16 年 7 月に、第 1 回総力戦シミュレーションを行った結果、「開戦後、初戦の勝利は見込まれるが、その後の推移は長期戦必須であって、その負担に日本の国力は耐えられない。戦争末期、ソ連の参戦もあり、敗北は避けられない。故に戦争は不可能である。日本は必ず負ける」という結論を出した。そしてこの結果は、昭和 16 年 8 月 27、28 日に総理官邸で開かれた会議（近衛首相、東條陸軍大臣も出席）で報告されて、その報告を聞いた東條は、あくまでも机上の空論であって実際の戦争はそうではないと、日露戦争も勝つとは思わなかったが、意外なことから勝利に繋がるんだと。精神力では圧倒的に優っていると、相手にしなかった。何のために総力戦研究所をつくったのか。ソ連の参戦まで分かっていたのだから非常に正しい分析をしていたということ。だが、精神論で却下され戦争へと向かった。その総括もしていないし、戦争中の 731 部隊、南京事件、従軍慰安婦、特攻隊や玉砕、インパール作戦、ガダルカナル、挙げればきりが無い。誰も何の責任も取らず、東京裁判だけで終わらせてしまった。

特攻の戦死者数は防衛研修所の調査で 9,564 人。船への命中率が十数%。沖縄戦における特攻隊機の出撃は約 3,000 機、撃沈したアメリカ軍艦は 15 隻、命中率 0.5%。玉砕で亡くなった人が 13 万人以上。そこには旭川の第 7 師団が多く送り込まれていた。第 7 師団は、戦いがあるところ常に送り込まれている（日露戦争、ノモンハン、アッツ島、ガダルカナルそして沖縄）。

この間のイラク戦争もそうだった。作家の保阪正康さんに聞いたところ、北海道は植民地扱いされているのではと言っていた。寒さに強く粗食に耐えると。最後は沖縄戦で、沖縄戦における北海道の死者の数は 1 万 1 千人を超えている。他府県は大体 500~2,000 人。今度の安保法制で PKO などの後方支援で出されるのが、また旭川の部隊か。その前に、この法案を潰さねば。

南京事件

当時の外務省のアジア局長をやった石射猪太郎が「外交官の一生」という本を出しているが、そこに「1936年12月～1937年1月にかけて、南京が陥落した。その後、南京についての電信報告を見て驚いた。南京入場の際の日本軍の中国人に対する略奪、強姦、放火、虐殺の情報。憲兵がいても少数で取り締まりが出来ない」と書かれていた。そこで三省事務局長会議、陸軍、外務省、海軍の会議をして、広田大臣から陸軍大臣に軍紀の粛清を要望した。

昭和13年1月末、外国人の組織していた国際安全委員会から70数件の暴力行為が詳細に記録され日本側に提出された。もっとも多いのは強姦、読むに堪えられないものばかり。これが聖戦と呼ばれ皇軍と呼ばれるものの姿かと。日本の新聞は同胞の鬼畜行為に沈黙を守ったが、悪事は直ちに千里を走り海外へ大センセーショナルを引き起こした。「我民族至上千古の汚点。知らぬは日本国民ばかりなり。大衆はいわゆる赫々たる戦果を礼賛するのみであった」と外務省のアジア局長の日記。数がどうこうではなく、そういう行為があったことは間違いない。

さらにこの事件の軍部の責任は大きい。陸軍次官の支那駐屯軍参謀長あての通牒が1937年8月5日に出されている。ここで、中国に出動した日本の駐留軍に対して「戦時国際法を守ることはない」という指示を出している。そして「中国人は戸籍など十分でないので、殺しても問題になることはない」とまで陸軍歩兵学校で教えている。南京攻略に参加した第13師団、山田支隊長の日記にも捕虜14,777人を揚子江岸で始末したと残されている。最近の安倍の周囲にいる人間は、皆それを否定する。本当に情けない話。

戦争を途中でやめることはできなかったのか。保阪さんに聞いたが、昭和20年3月に東大の南原繁、我妻栄、田中耕太郎、岡義武といった人達が、政府に戦争をやめてくれという提案をしている。内容は、沖縄に米軍が上陸する前に終戦にしなければという内容（ロシアを通じて工作をしていた。それが大きな間違いだった）。それから、講和はアメリカ側の条件を全部飲みなさいと。最後は、天皇の力を借りなければいけないと。陸軍ではなく海軍を表に出し、最後に天皇は責任を持って退位するべきだとまで言い切った東大教授達。そういう戦争終結提案があったが、扱われなかった。

昭和の戦争に至る過程をずっと見ていくと、教育、教科書の軍事化、国家に奉仕する人間の教育。戦後教育基本法が出来たのは、ファシズムや共産主義、軍国主義は国家に奉仕する人間を作っている、これはだめだと。一人一人の人間の人格を形成するのが教育なんだとして教育基本法を作った。ほとんどGHQからの干渉は無かったと担当した文部省の人間も言っている。今の教育はどうなっているか、さっきの教科書のような状況になっている。

それから情報管理。軍機保護法、国防保安法、軍用支援秘密保持法。現代でも特定秘密保護法を作ってしまった。それから、弾圧。治安維持法。言論、出版、集会、結社等臨時取締り法。私の母の兄も治安維持法で逮捕され1934年34歳の時、品川警察署で亡くなった。4番目はテロ、5.15事件、2.26事件などを通して軍事独裁国家になった。

今、安倍さんは俺に全ての責任があると言って何でも閣議決定。武器輸出禁止の三原則も、エネルギー問題にしても、集団的自衛権の解釈だって閣議決定でやってしまおうというのは、法律も国会も憲法もない。独裁者と同じ。

ドイツの戦後処理

ドイツと日本の戦後処理の扱いの違いについて。ドイツは 1958 年以降、自国の戦争犯罪を告発して 6,500 人が有罪になっている。日本は全くそれをしてない。厚木にマッカーサーが来たとき、731 部隊（ペストなどの生物兵器や化学兵器を作って中国全土で使用した。）の No.2 が出迎えた。あそこは生体実験を「マルタ」と称して 3,000 人やったが、そのデータをアメリカに渡して戦犯追及を逃れた。東大や京大、岡山大の医者たち。戦後誰も責任を取らず学会の会長、大学の総長、北海道の衛生部長も一人いた。そういう人たちが戦後の日本の医学界を担った。

京大医学部の歴史館で展示していた 731 部隊関連の資料を最近撤去した。今、上からばかりでなく、地域の中で憲法集会であれば市町村が後援団体から下りるとかいう動きが目に見える。本当に心配だ。地域で自ら自分の首をしめていくような行為は非常に問題で残念。

歴史教科書の検討について。ドイツとポーランドでは 40 年以上、お互いの教科書の付け合せをしている。大昔から現代に至るまでの付け合せをしている。ドイツはフランスとの統一の教科書も出来ている。

韓国と日本の歴史を並列してある博物館が佐賀県にあるが、とても良いと思う。我々は朝鮮出兵と言うが、韓国側からすると侵略以外の何物でもないと。敗戦を終戦と言ったり、武器輸出禁止三原則を防衛装備移転三原則と言ったり、悪いですね、日本人のそういうところは。

1953 年、連邦補償法でナチスの犠牲者を補償したことと、2000 年に強制労働をした人間に対する補償を政府と経済界から共同出資で行っている。その点日本は、そういうことをやっておらず、やっても中途半端に終わらせている。麻生さんが以前、ワイマール憲法を学んだらどうかと言った事があるが、私がびっくりしたのが、今回安全保障の法案で関連法案 10 本を 1 本にまとめたでしょう、あれはヒトラーがやっている。全権委任法の前にワイマール憲法で決められている表現の自由がいろいろあった、その一つ一つについて規制する 7 項目を 1 つにまとめて「国民と国家のための大統領緊急命令」を大統領に署名させたのである。麻生さんは知っていたのではないか。それを安倍さんが実行していると。

ドイツはワイツゼッカーの演説が有名だが、安倍さんは 70 年談話で子や孫の代まで謝罪しないでいって言ったが、ワイツゼッカーは「罪の有無、老若いずれをも問わず、我々全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関わりあっており、過去に対する責任を負わされているのであります」、まさに、そのとおり。国としてやった行為について我々はその責任を負わねばならない。先人たちが良い行いをしてきた国とは、今も関係が良好。400 年前に千葉県沖合で座礁したメキシコの船を助けたことで、今も良い関係が続いている。トルコとも 120~30 年前、座礁した軍艦を助けたことから関係が良好。

安保法案について

安全保障法案について私たちは、日本の憲法の下、70 年間、一発の弾丸も飛ばさず、一人の戦死者も出さないで平和国家としてやってきたが、こんな国は他にない。アメリカは 70 年間毎年どこかで戦争をしている。我が国は憲法 9 条の下で戦争は行わない、戦争には参加しない、国際紛争に軍事介入しない、海外で武力行使をしないという方針を、外交安全保障政策の基本にしてきたことが非常に大きい。集団的自衛権は憲法に反するからダメだと言って、どういう理屈で日本の憲法の下で認められるように

無理やり行ったのかを話したい。

昭和 47 年「集団的自衛権と憲法の関係」

今から述べるのは今回の国会で何度も議論になった、昭和 47 年 10 月 14 日、政府見解。社会党の水口宏三参議（護憲連合の事務局長をしていた人）が出した質問に対する答弁書である。

「憲法は第 9 条において戦争放棄し、戦力の保持を禁止しているが、前文において『全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有する』と。また憲法 13 条において『生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については……国政の上で最大の尊重を必要とする』旨を定めていると述べている。これは平和的生存権といわれるもので、基本的人権の更に上位にあるもの、個々の基本的人権も平和でなければ守られないという意味で平和的生存権と言われている。（イラク派遣に対する名古屋高裁の判決文で引用されている。）また憲法 13 条は、『生命、自由および幸福追求権に関する国民の権利については国制の上で最大の尊重を定めていること』から、我が国が自らの存立を全うし、国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって自国の平和と安全を維持し、存立を全うするために必要な自衛の措置を取ることを禁じているとは到底解されない。

「だからといって、平和主義を基本原則とする憲法が、自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民の権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであるから、その措置はその事態を排除するために取られるべき必要最小限度の範囲に止まるべきものである。

そうだとすると、我が憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないと解さざるを得ない。」というのが昭和 47 年見解である。

きわめて明確に憲法 9 条の下で認められているのは個別的自衛権だけであって、集団的自衛権は否定されている。安倍政権が理屈はそのままにして結論を真逆に行っているのは、全く説明のつかないことであって、ほとんどの憲法学者や元の法制局長官が反対しているのも、説明にならない説明をしているからである。その最後の部分だけ安全保障の環境が変わったとか言って変更している。

この 47 年の原則に基づいて具体化されたのが、自衛権行使の三要件と言われているもの。日本の自衛隊が軍事力を行使するのは、「我が国に対する急迫不正の侵害があること。」「排除するための適当な手段のないこと。」「必要最小限度の実力行使の範囲内で反撃すること。」この三要件が必要なのである。集団的自衛権はアメリカに対する攻撃であって、この三要件に反するのは明らか。日本が攻撃された時に初めて、しかも必要最小限度の軍事力の行使が認められるのであるから専守防衛になるわけで、トマホークのような中長距離ミサイルは持たない、空母も持たない。武器輸出や、他国に脅威を与えないというのが専守防衛。何も変わらないと安倍さんは言うが、変わっちゃっている。どんどん拡大している。今お話しした憲法解釈に基づいて集団的自衛権は認めないことになっているが、今回の法制度では、主に 4 つの項目で認められている。

集団的自衛権とは

1. 政府は集団的自衛権を、日本の防衛を目的に限定的に使われるものと、他国防衛を目的としたものに分けて、前者は憲法の枠内としている。集団的自衛権の本質は他国防衛であり、歴代政府もそう理解し表明してきた。分離できるものではなく、自国防衛と称して武力行使するのは、違法な先制攻撃そのものだ。一宮崎元法制局長官一
2. 国連憲章 51 条で自衛権が認められているのは、日本が攻撃された場合に初めて個別的自衛権が行使されるのであって、攻撃されていない場合に日本の自衛権は行使できない。
3. 国際司法裁判所はニカラグア判決で集団的自衛権の行使にあたって、必要性和均衡性の要件に加えて、次の 3 項目が集団的自衛権の要件とする。
 - ① 集団的自衛権の支援を受ける国家が武力攻撃の犠牲国であること
 - ② 当該国が武力攻撃を受けたと宣言を行うこと
 - ③ 当該国からの要請があること過去のケースが、余りにも大国が自己の利益のために軍事介入をしているケースが多いため、それに枠をはめようとしてこの 3 要件となったもの。
4. 判決は、第 3 国が自らの状況判断に基づいて集団的自衛権を行使することを認めるような慣習国際法は存在せず、集団的自衛権によって利益を受ける国家が武力攻撃の犠牲となったことを宣言することが期待されるとしている。
5. 要請という要件も、従来のケースは要請があったのか否か、誰が要請したのか不明なケースが多いので、正式な政府による要請として、集団的自衛権行使国の勝手な行動に制限を加えている。

今までの集団的自衛権

集団的自衛権とはどういうものかということを見るために、2014 年にアメリカがイラクのイスラム国に対し空爆を行ったのを加えて 15 事例を過去の集団的自衛権のケースとして見てみると、例えば攻撃を受けていないケースが沢山あるし、政府の正式な要請でない場合もある。集団的自衛権を行使した国は、アメリカ、ソ連、イギリス、フランスといういずれも軍事大国。いずれも自国の利益を守るためにやっている。例えば、イギリスはヨルダンに、フランスはチャドに集団的自衛権を行使したのは、昔の植民地が独立して、その国の政府が反政府運動に晒されて危うくなっているときに助けてくれと言って出兵している。イエメンの場合は独立運動を弾圧するためにイギリスが介入して行った。ソ連のハンガリーや、チェコへの支援。ハンガリー政府はワルシャワ条約から離脱したいと国連に助けを求めたが、ハンガリー共産党の第一書記がソ連に要請をしたことをもって、ソ連は軍事派遣をした。チェコも同じようなもの。正式な政府の要請もない。攻撃も受けていない。ベトナムのようにトンキン湾事件のようなアメリカの自作自演で集団的自衛権の行使を行ったというケースもある。

日本のようにアメリカの様な軍事力の強い所に軍事支援をするなどというのはあり得ないこと。非常にいい加減。私は国会で質問したが、ニカラグア判決に基づいて、アメリカは、日本に要請及び同意が必要であると政府は主張しているが、アメリカにしてみると日本に助けてほしいなどと言うはずがない。そこで「同意」というニカラグア判決にない言葉を使っている。日本の方が集団的自衛権行使したいけ

れども、どうだろうとアメリカに言うわけで、それでアメリカが良いよという話になる。行使国の利益のために集団的自衛権の行使は認められないという、ニカラグア判決に反する話になっている。国際司法裁判所の判決は明確に「第三国が自らの状況判断に基づいて集団的自衛権を認めるような慣習国際法は存在しない」。日本政府の判断で、日本の利益のためにアメリカをお願いして集団的自衛権という形で自衛権の行使をしたいとアメリカの同意を求めることなど、ニカラグア判決に反していると言えよう。

オイルプラットホーム事件判決、ニカラグア判決との関連について

政府の混乱は集団的自衛権をめぐる、①同意、②保護法益、③均衡性、④違法性阻却事由、これらの点でオイルプラットホーム事件判決やニカラグア判決に反し、憲章 51 条を悪用した法制度になっている。

① 同意について

日本政府はアメリカの要請・同意が必要とされているが、同意ということはニカラグア判決には認められていない概念で、日本独自の考え。同意とは、集団的自衛権の行使国が武力攻撃を受けた国に、軍事力を行使するが良いかと同意を求め被害国が同意するということ。

つまり日本がアメリカに武力行使をしたいと言ってアメリカが OK を出すということになっている。多分、アメリカが日本に「助けてくれ」なんて言えないので「必要なら言ってこい」と言われて、認めたものではないか。

なお、米韓条約や米比条約のように相互防衛条約が結ばれている国の間では、要請などは必要ではないと言われている。

しかし、日米安全保障条約は相互防衛条約ではないので、ニカラグア判決で示されているように、アメリカの日本に対する要請が必要なのである。

② 保護法益について

明らかに他国防衛である。次の二つの中谷防衛大臣の答弁を見てほしい。

「他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものではありません。国際法上言われる集団的自衛権ではなくて、我が国の憲法上、我が国の自衛の措置を行使する必要最小限度のものに限られます。他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権を認めるものではありません。(H27.6.5)」

「政府が示した我が国近隣における存立危機事態の例も、いまだ我が国に対する武力攻撃が発生していない、すなわち着手がなされているとは言えない状況でございまして、本来、集団的自衛権を援用して対処すべき場合に我が国独自の考えで個別的自衛権の着手の概念を適用して対処することは、我が国に対する武力攻撃が発生する前に武力の行使を行うことになりかねず、国際法違反のおそれがあります。(H27.7.1)」

しかし米軍の艦艇が攻撃されたとき防御するということは、その攻撃を防ぐために攻撃をするということでガイドラインでも「日米両国は当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において、緊密に協力する」と記載されており、米軍を守るということ、つまり米国は利益を受けるわけであり他国防衛であることは明確である。さらに中谷防衛大臣は 7 月 1 日の委員会で日本が武力攻撃を受けない場合、受けるような恐れが全くない場合でも新 3 要件に合致すれば、武力行使が可能になると答弁している。

つまり武力攻撃事態でも切迫事態でも予測事態でもないときに自衛隊を出動させるということは、「攻撃を受けている他国防衛（例えばアメリカ）」に他ならない。その結果日本が他国の戦争に積極的に参加し、反撃を受けることになることは必至である。

③ 均衡性について

オイルプラットホーム事件では、日本が他国の攻撃に際して取る軍事力は、攻撃との均衡性、必要性を守らなければならない。つまり、米軍に対する「武力攻撃の規模、態様に応じて判断する」と安倍総理は答弁している。

しかし、横畠法制局長官は「新3要件は、単に相手から受けている武力攻撃と同程度の自衛行動が許されるという国際法上の自衛権行使の要件である均衡性ではありません。国民を守るための、我が国を防衛するための必要最小限度ということですよ」と答弁し、公明党の北側委員（自公合意の責任者）も「他国に対する武力攻撃がある。その他国に対する武力攻撃を排除する実力行使をするのですが、その実力行使と他国に対する武力攻撃との均衡性という単純な話ではないのです。そこに目的があるわけではないのですから、目的は、国の存立または国民の権利、これを守るために今回この自衛の措置を認めた。だから目的から照らして我が国の自国防衛のための、国民の権利を守るための必要最小限という意味だと理解しております」と述べ、横畠法制局長官は「御指摘のとおりでございます」と答弁している。

つまり答弁は混乱していて、総理は「他国に対する武力攻撃を排除するための必要最小限度の武力行使」と答弁され、他の大臣は「存立危機事態の状況を排除するための必要最小限度」と矛盾した答弁をしている。

均衡性はやはり「他国に対する武力攻撃」に対するものであって、存立危機への対応ということならば、米軍に対する攻撃への対処以上に日本による反撃になる可能性があって、均衡性に反するのではないだろうか。オイルプラットホーム事件判決では「自衛は武力攻撃に均衡する措置のみ正当化する」と指摘されているところである。

④ 違法性阻却事由について

要するに、今回の集団的自衛権は「国際法上言われる集団的自衛権ではない」と政府はたびたび主張している。では何のための集団的自衛権なのか。個別的自衛権は、日本が攻撃されて初めて発動される。しかし集団的自衛権という形をとることで、日本が攻撃されていなくても「他国攻撃」を理由として自衛権が行使できるようになる。つまり違法性が阻却される。そして米国にも奉仕できるというのである。

横畠法制局長官も「国際法上は集団的自衛権によって違法性を阻却されるというものであったとしても」と答弁し、北側委員も「やはりこれは国際法上は集団的自衛権の一部として、それを根拠として対処しないと違法性が阻却されませんから」と率直に発言している（7月8日）。

以上、ニカラグア判決やオイルプラットホーム事件の判決に反し、憲章51条に反する法律案である。もともと集団的自衛権行使の過去のケースは、いずれも軍事力の強い国が、より弱い国に対して軍事介入し自己の利益を守ったもの。今回の日本のように軍事力の弱い方が軍事力の強い方に支援し、しかも世界中で米軍と軍事行動を共にするという事は、世界では初めての事。そんな国はない。

アメリカはイラク、アフガニスタンで多くの死傷者を出し、予算の出費もかさみ厭戦状態。そこで日本に予算と人員（兵隊）を負担してもらえると大喜び、日本は安倍総理の個人的思いだけが満足される

だけ。

4本の法案

今回の安保法制、日本の安全と平和を理由とする法案が2本ある。武力攻撃事態法の改正案で存立危機事態法と言われるもの。そして周辺事態法の改正である重要影響事態法。

事態法というのが言葉の誤魔化し。満州事変とか上海事変とかいうが、どうして「戦争」と言わなかったのか。ひとつは、戦争というと戦時国際法を守る義務が生じるのでそれを避けようということ。もう一つはアメリカには中立法という法律があって、公式に戦争というと中立法の禁止条項に触れて石油など資源の輸入が出来なくなるから。日本はアメリカから石油を90%も輸入していた。それが入らなくなるから「事変」と誤魔化した。

今度の「事態」は戦争法案だ。何となく、武力攻撃という事態となって大変なんだと国民に印象づけるための名称。今回の安保法はアメリカが攻撃された時に、日本の自衛権が発動される。自衛権は国連憲章上、直接攻撃されなければ発動されない。しかし集団的自衛権という形をとって違法性を逃れるというのが今回の法制。

重要影響事態法は、前の周辺事態法を改正して、地理的な制限を無くしたので、どこへでも行ける。ホルムズ海峡の方はイランとアメリカが話し合いをして現実性がなくなったので、最近南シナ海を強調している。

もう一つ、国際社会の平和と安全を理由とする、国際平和支援法とPKO協力法の改正案。国際平和支援法は政府判断でいつでも自衛隊を海外に派遣できるという。戦闘している現場以外ならば世界中どこでも出せるという話で、主に補給や輸送をするという話。武器はダメだけど、弾薬はいいと。ミサイルや核や核弾頭や劣化ウラン弾、何でもある。法律上出来るが政策的にやらないと言っているが、法律的に核輸送は出来ると答弁したのが8月5日。6日に広島で非核三原則に触れなかった。「作らず、持たず、持ち込ませず」の持ち込ませずに関連してくる。爆撃中の航空機への給油や空中給油も可能なので、結局戦争参加となる。もちろん救助、救難、負傷兵の治療、艦船の修理など幅広く兵站到従事することになり、相手の国から見れば敵となる。PKO協力法は従来にプラスして武器使用が可能になるとともに、治安維持活動もできるようになる。自動車の検問、家宅捜査とか警護とか警備だとかをするが、アフガニスタンやイラクでは沢山の外国人兵士が亡くなった。後方支援というのは、前方が戦争で、後方は安全だというイメージで言うが、テロリスト集団は市民を相手にする。一瞬のうちに戦場になる。ここからここまでが危険で、ここから先は安全だなんていう場所は、戦場には存在しない。

15事例集のNo.13

まだあまり国会で議論していないが、実際に政府がどんなことを考えているのか。実は、集団的自衛権を行使しなければならないという15の事例集がある。政府が自公協議に提出したもので、その中の事例13は、「アメリカ本土が我が国近隣にある攻撃国から大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイルによる攻撃を受けた。我が国への攻撃はないが、アメリカは攻撃国に対し、反撃を開始した。この時アメリカは日本への米艦の防護、アメリカ基地後方を頼んできた」という話。つまり核戦争だ。核兵器の攻撃を受けたのでアメリカは全面的に反撃に出たと、その時に米軍を守るという話。本来は国民をどうするの

かという話なのに、米軍を守るというのはどういうことか。アメリカの艦艇や航空機に攻撃している相手に抑止の為に攻撃をするのだから、相手の国から見れば敵となる。その状況は完全に戦争状態だ。戦争状態時に日本が片方に加担して軍事行動をやれば、必ず相手から敵とみなされる。日本が核攻撃を受けた時はどうするんだという話になる。

今回の新しいガイドラインの中に核防護という項目が入っている。CBRN、Cは科学、Bは生物兵器、Rは放射線、Nは核兵器。それに対する防護という項目が入っていて、アメリカは防護のために日本に協力するとなっている。1950年代、米ソ、中ソの対立が激しいとき、中国は北京の地下に迷路みたいな防空壕を作った。アメリカも市民に対して避難マニュアルを作って、出来れば自分で防空壕を作れという指示を出した。日本は一体どうするつもりなのだろうか。自衛隊は国民を守るのではなく、米軍を守ることに専念するというのが事例13である。

15 事例集の No.12

事例12というのが米軍に対する武力攻撃発生時、戦闘は急激に拡大し、更に弾道ミサイル発射の兆候もあり、それぞれの警戒にあたっているアメリカからイージス艦の防護をお願いされた。主に艦艇防護が多い。しかし、アメリカは自分たちで防護するシステムを持っている。空母打撃軍というのが一つのケースだが、大型航空母艦一隻、巡洋艦一隻、駆逐艦二隻、攻撃型原子力潜水艦一隻、補給艦一隻という六隻7000人の体制。イラク時も、アフガニスタン時もこの体制。そしてトマホーク型のミサイルを300発くらい持っている。

船には戦闘機、空中警戒機も載せていて、空中警戒機は半径500km以内の識別能力を持っている。そうやって情報をすべて共有している。そして昔からその情報を中心に海上自衛隊はアメリカの中に組み込まれている。柳澤協二さんが、日本有事の訓練の話を書かれているが、ミサイルが飛んできて、それを判断するのは航空母艦の艦上に打撃軍司令部指揮所というのが出来るようで、これがワシントンの国家軍事指揮センター直属の統合軍司令官あるいは衛星放送の回線であらゆる情報を集中させる。海上自衛隊のイージス艦や哨戒機からの情報も全て入る。そこでコンピュータが計算をして、司令官がボタンを押せば、展開している自衛隊の艦船や、米軍の艦船の一番適しているところからミサイルが飛んでいく仕組みになっているそう。

海上自衛隊が一番アメリカとの協力体制が進んでいる。米ソ冷戦の時からオホーツク海、北太平洋のソ連の潜水艦をいかにキャッチするかという仕組みが作られ、今もそのまま。海自の幹部は、海自はアメリカに次いで世界二位だと誇っている。それだけ能力を持っている。アメリカは、今回の法案が通れば、空母打撃軍の中の一員として活動が一緒にできると期待している。また一員として活動しなければ、支援活動は出来ない。

更に今回のガイドラインの同盟調整メカニズム。今もあるが、今は有事の時だけとなっている。今度は平時からのメカニズムになる。そうすると問題が起きた時に総合安全保障会議が4人の大臣で開かれ、その下に総合安全保障局というのがある、外務省や防衛省の人達。その下に米軍と自衛隊の軍事的判断をするベースが出来る。平時から市ヶ谷の中央指揮所に米軍の軍人が入り、府中の米軍の司令部にも自衛隊員が入る。それで状況を見て動くわけだから、総理が断るとか、断わらないという話にならない。軍事レベルで判断されたものがあって、それを否定することは出来ない。昨日たまたま石破さんと一緒

になって、聞いてみたら、そうだと。軍事レベルで上がってきたものを文民が覆して決定するなんていうことは出来ないと言っていた。だから要請ではなく同意という話が出てくる。つまり、強引にやっつけてしまおうという話。アメリカの要求が出て来たら、それに従うということ。私が一番心配するのは、共和党の大統領が出たら、イスラム国の力が中々衰えないから、地上軍を出すとアメリカが言い出したら、自衛隊に後方支援活動を要請されるという可能性が出てくる。それと PKO。リビアでも、イエメンでも紛争がある。そういう問題が起こるのではと心配している。

15 事例集の No.11

事例 11 は、ハワイに飛んでいくミサイルに対して、迎撃要請を受けて、日本が迎撃をするということ。イージス艦に積んでいる SM3、それと空自の PAC3、二つを組み合わせると。グアムへのミサイル攻撃の場合、その際はグアムにイージス艦を移動させねばならないが、その間、日本はどうなるのかという話だ。ミサイルを撃ち落としたり相手国から敵とみなされるから、攻撃も受けるだろう。安倍さんは北朝鮮と中国と言っているが、アメリカの仮想敵国の No.1 はロシア。日本が抑止力を高めれば相手国も軍事力を高める。ロシアが択捉の軍事施設を充実させると言い出したのはそのため。安倍さんはロシアと言いたくないから言わないだけ。北朝鮮は確かにミサイルをたくさん持っている。

福島原発に一発落ちたらどうなるか。そして現実に福島、宮城、岩手に 3 発ずつ 9 発のミサイルが飛んできたことを想定した日米共同訓練（2012 年 10 月 31 日）が行われ、自治体も参加している。各原発にミサイルが落ちたらということを計算した学者がいる。そういうような想定も我々は考えなければならない。安倍さんは仮定の事と言うが、法律自体が仮定のことを想定してやっている法案なのだから、具体的質問には答えられないというのは間違っている話。絶対に戦争には巻き込まれないと言う、絶対と。しかし事例の 11、12、13 全て戦争状態になっている。巻き込まれるのではなくて日本が積極的に判断して参加していくわけだ。彼は先日「戦争というのは国連憲章で認められていない、違法行為を戦争と言う。日本の行為は自衛権の発動なんだから戦争と言わないんだ」とそれを言い張るわけだから、本当に彼の国語能力はどうなっているのか。そういう逃げばかりだ。議論聞いていたら嫌になるだろう、私も嫌になる。しかし仕事だから見て、議事録も目を通して。滅茶苦茶だ、何回も答弁が変わっている。それは無理をしているから。

冒頭、私が読み上げた 47 年政府見解、あれでいくと絶対ダメなものを、国際情勢が変わったとか言い出して出来るように変えてしまった。彼はよく、10 年前に比べてスクランブルの回数が 7 倍や 10 倍になったと言うが、しかしその前は今よりもっと多かった。下がってきたのは米ソがマルタ会談以降、和解をしたので、ソ連のスクランブルが減った。それで 10 年前が一番少ない時期。そこと比較したら今の方が多いという話だけ。きちんと正しい説明をしていない、そういう話があまりにも多すぎる。

後方支援

後方支援について。もう前方も後方もない。アフガニスタンで 2001 年から 2013 年、29 カ国、3,462 人が戦争で亡くなっている。けが人は 5~10 倍くらい。後方支援で亡くなった人が 588 人。主に自爆テロ。そして道路の両脇に地雷や爆弾を埋めておいて遠隔操作で爆発させる。最近はそれが圧倒的に多い。イラクの場合に手製爆弾 IED、2004 年に 5,600 回、2005 年に 12,000 回、2006 年に 3 万回、2007 年

に4万回。4万回という一日に100回。輸送トラックが狙われる。アメリカの方は戦車を護衛につけて輸送したが、路肩でやられたらどうしようも無い。だから今、トラックの下に鉄板を貼って、地雷に強い車と、横からの攻撃に耐えられる装甲機能を持った装甲車のようなトラックで輸送をしている。日本も三菱でそういうトラックを作らせているようだ。自爆テロと手製爆弾の被害は本当に増えている。

それから日本の海外派遣から帰った自衛隊員の自殺率、他の自衛隊員の10倍くらい高い。アメリカも1999年から2014年の5年間で自殺者2万7千人。戦死者を上回る自殺者を出している。自殺予備軍と言われている人達は更に多い。今度自衛隊が派遣される際は、そういった自殺対策の専門家が一緒に派遣される予定。

国民保護法という法律が出来た。これは地方自治体も協力させられるし、日赤や輸送のトラック関係も協力させられる。すでに函館港にある民間船舶は借り上げられている。操縦するのは一般の船員だ。それが戦場に行く自衛官を運ぶような事態になる。

PKOは今度から治安維持にあたる。新しい任務となり、武器も使用する。検問、警備、警護、あるいは家宅搜索等。危険度が増すと思う。抑止力が高まれば国民のリスクは減るとするのはとんでもない。お互いに更にハイレベルな軍事力を備えることになる。抑止力論というのは本当によく知らねばと思う。お互いに抑止力を高めようと軍事力を強化して、軍拡競争の果てには戦争だ。

自民の憲法改正論

「憲法前文」

憲法改正の話に移るが、自民党の憲法改正案について説明したいと思う。

まず、前文の出だしが違う。現行は「日本国民は」、自民党は「日本国は」、全体の特徴がここに表れている。現行憲法は国民あつての国。自民党改正案は国家があつての国民。これが基本的人権の所に全部影響してくる。

それからもう一つ、「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」こういうことを書いている先進国の憲法はない。書いているのは北朝鮮と中国くらい。そして改正草案には戦争の反省がない。「我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し」と何の反省もない。そしてその上、「日本国民は、国と郷土と誇りと気概を持って自ら守り」と国防の義務を前文で説明している。

何を目的として改正するかというのが前文。だから自民党の意図ははっきりと表れていると思う。現行憲法の前文には「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と書かれている。いわゆる平和的生存権と言われるものだが、これは人々の基本的人権も平和でなければ守られないことから、すべての基本的人権の根底にあつて、その享有を可能ならしむる権利と言われている。

「憲法9条」

次に9条。改正草案では2項が削除されている。2項が削減されれば、軍事力の行使になんの制限もなくなってしまう。国防軍について、海外派遣と公の秩序維持も任務になっているので国内の治安維持にもあたる。4項で国防軍の組織、統制及び機密の保持、敵前逃亡や命令拒否、不服従に対する事項は

別に法律を作るとしている。5項は国防軍に軍法会議を作るということ。名実ともに国防軍として活動していくということになる。軍法会議はすべて軍人で行われることになる。

また敵前逃亡や命令拒否に対する罰則は、現行法では最高でも懲役7年だが、自民党のある幹部は「国防軍になれば、外国ではその国の最高刑を科している。最高刑が死刑の国は死刑。無期懲役なら無期懲役だ」と語っている。そうすると日本では死刑ということになる。

「憲法 13 条」

憲法 13 条。現行は、「すべて国民は、個人として尊重される」だが、自民党は「人として尊重される」と変えようとしている。問題は、一人一人の基本的な人権が大切なのであって、自民案のように「人として」とすると漠然として個人一人一人の権利ではないということになる。同じ 13 条に現行は「国民の幸福追求に対する国民の権利は公共の福祉に反しない限り」としているが、自民党案では、「公益及び公の秩序に反しない限り」になっている。公共の福祉論というのは個人の権利と個人の権利がぶつかった時の調整原理。ところが公益および公の秩序というのは、政府と個人との関係になる。国と個人との関係になると、意味が全然違って来る。国家のために個人の権利は制限されてもやむを得ないという考えになる。

「憲法 21 条」

更にそれがはっきり出てくるのが憲法 21 条、表現の自由。「集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する」というのが現行法だが、自民党は第 2 項で「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは、認められない」と。憲法でこんな規定を設けたら、どんな法律ができると思うか。徹底的に、集会、結社及び言論、出版、表現の自由が大幅に制限されるということ。ドイツでヒトラーが首相になったとき、1933 年 2 月 28 日「国民と国家の防衛のための大統領令」を発令し、ワイマール憲法で認められていた表現の自由や集会結社の自由や家宅捜索など各種の自由を規制制限し、その後の全権委任法になっていた。

「憲法 18 条」

少し戻って 18 条、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない」と、これを理由にして徴兵制は出来ないとやっているが、改正案を見ると、「何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的または経済的關係において身体を拘束されない。」これ、よくわからない。政治的という言葉が抜けていると思う。これで徴兵制度が施行できるという考えからこの 18 条はつくられている。

「憲法 24 条」

憲法 24 条。「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は互いに助け合わなければならない」というのが新設されている。これを自民党の Q&A で見ると、社会保障を国にばかり求めるなど、家族で面倒をみなさいという話。こんな憲法を持ったら、介護サービスを受ける基準がますます厳しくなるという話だ。今だって、家族の収入調査とか厳しくなっている。この 24 条というのは、ベアテ・シロタ・ゴードンさんという女性が、GHQ の草案を作る時に頑張った。皇后陛下がこの方が亡

なくなった時に、自分では電報を打てないので侍従の名を使って、彼女の活動によって日本の女性の地位向上が図られたと、そのことは決して忘れませんと、弔電を打っている。

「憲法 28 条」

続いて 28 条、勤労者の団結権。今の 28 条でも ILO から勧告を再三受けているが、それでも公務員の皆さんは制限を受けている。それなのに、公務員の権利を制限する 2 項を付けたらどうなるか。本当に酷い。今まで自民党の改正案はあったが、これが一番悪いというレベルが低い。

「憲法 36 条」

憲法 36 条。拷問及び残酷な刑罰の禁止。日本国憲法は、「公務員による拷問及び残酷な刑罰は絶対にこれを禁ずる」とあるのを、自民党案は絶対を取ってしまっている。何故取ったのだろうか。

「憲法 63 条」

憲法 63 条。内閣総理大臣およびその他の国务大臣は、国会に必ず出席しなければならないと現行憲法は書いているが、自民党の方は 63 条 2 項を加えて「ただし、職務の遂行上特に必要のある場合は、この限りではない」として、内閣総理大臣が国会に呼ばれても出なくていいという話になっている。ますます独裁国家になってしまう。

「憲法 66 条」

66 条。現行は「内閣総理大臣および国务大臣は文民でなければならない」と職業軍人の経歴を持っている者はダメだと、戦前の軍人軍部が政府を支配し、戦争への道を歩んだ経緯から規制している。しかし自民党の方は「現役の軍人であってはならない」としていて、田母神さんのような方が防衛大臣になったらどうなるか、皆さん。そんなことが出来るような憲法改正案。これも全く戦争中のことを反省していない内容。

草案の 93 条 3 項、「国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない」つまり、役割分担を決めて、国の仕事には口を出すなど。例えばオスプレイがやってくる、それは国の仕事だから自治体は文句を言うなというような規定。同じく 96 条、「地方自治体の経費は条例の定めるところにより課する地方税その他の自主的な財源をもって充てることを基本とする」、つまり自立しろということで、後に補助するような仕組みが書かれてはいるが、これを原則とするので、非常に中央集権的にコントロールが効くことになる。

「憲法 99 条」

自民党改正草案の第 9 章は緊急事態となっており、現行憲法にはこのような規定はない。全くの新設である。自民党の 99 条、「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示が出来る」と。これが緊急事態法制の一番の問題点。現在では災害対策基本法で総理は災害緊急事態の布告をすることができ、国民が協力する規定は出来ている。この間の震災の後も、放置自動車が撤去出来ない等、問題があったが、法律改正を済ませている。

だから全く問題ない。今の法律をもって十分出来る。国民保護法もそうだ。自民案では 96 条を削除している。つまり憲法改正のための 2/3 条項を削除しているのだ。

「憲法 97 条」

現行憲法の 97 条、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪へ、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と第 10 章、最高法規として規定されている。憲法の中には、絶対改正してはならない条項というものも作ってある憲法もある。97 条はある意味で、基本的人権は将来にわたって人類が努力して獲得したものであるから改正することは出来ないという意味が込められた大事な規定。

「憲法 99 条」

99 条、「天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」。一番守っていないのは総理大臣で、一番守っているのが多分、今、天皇だと思う。自民党の憲法 102 条。「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」、これは立憲主義に反する規定だ。憲法は権力に対して、これをいかにコントロールするかと、国民の方の考えなので、憲法を権力が使いやすくするというのは近代憲法に反している。こういう考え方を持っている憲法は北朝鮮と中国の憲法。やたらと義務が多い。中国が義務 11 個、北朝鮮が 9 個書かれている。自民党の改正案は 10 個義務が書かれている。中国と北朝鮮の間。

本当に何を考えているのかわからないが、お試し改憲論でいきなり 9 条に行かないで、最初は環境権と財政規律条項と緊急事態条項に手をつける。環境権なんて別に憲法で規定しなければならないものではない。憲法 13 条を使えば出来るわけだし。財政規律も、憲法に書かずとも、皆が考えなければいけないこと。緊急事態条項もさっき話した通り。ワイマール憲法の下で大統領緊急令が乱発されてヒトラーが戦争を起こしてしまったと。

お試し改憲論なんていうのは、本当にとんでもない話。被災地でも現行法で十分対応できた。むしろ国の権限強化ではなく自治体の裁量拡大の方向で対応してもらいたいというような意見が色々出ていて、緊急事態についても明確に反対している。自民党は 4、5 回に分けてやろうというような考えのようだ。船田さんが憲法の自民党の責任者だが、2 回目か 3 回目にお試し改憲をやった結果を見て、9 条に手をつけるといった話をしていた。もっとも、どんどん進める予定だったのが、たまたま国会に呼んだ参考人が三人とも憲法違反だと言ったものだから、自民党の幹部に叱られて今、船田さん、黙って大人しくしているが、いずれにせよ安保法制の決着がどうなるかということで、これから決まってくる。

どんなに反対しても自民党の思惑通りになるのではという人がいるが、そうではなく、今の反対の声が大きくなり、支持率が下がれば政権の基盤も揺らいでいくと思う。反対の声を一人でも多くしてもらおう、多くするためには知ってもらうことが第一。憲法改正賛成だという人の 7 割は憲法を読んだことのない人。憲法を読んだことのある人は 8 割が改正に反対。更なる拡がりをつくっていくことが大切。

<質疑>

Q.先日米軍のヘリが落ちて、自衛隊員もいたが、もう既に訓練で、有事法制が先走っているのでは？

A.ずっと前からやっている。日米共同訓練どころか、最近はフィリピン軍と米軍と韓国軍と自衛隊と。今までの日米共同訓練より幅広い。今回のケースも、船舶検査のために、ヘリから船に降りる訓練をしていたと思う。日本にも特殊部隊が出来た。陸上自衛隊中央即応集団の特殊部隊で、そのメンバーだと思う。あと上陸専門の部隊も出来た。今までそんな部隊は必要なかった。いわばアメリカの海兵隊。海兵隊は日本を守るというよりは、相手を攻める、上陸するといった機能を持つ部隊だから。安政法制の中に船舶検査がある。戦争をやっている相手国の船舶の物資調査のために船を停泊させて乗り込んでいくという、それを実際にやっていくための訓練だったというように思う。

私どもも調べてチェックはしているが、私どもが知り得ないところでそういう訓練が行われていたという状況で、先ほどお話したように、海上自衛隊は完全に米軍と一体となった行動になっている。いろんな情報を受ける横須賀の海自の部屋の横に米軍の部屋があり、一緒に行動しているという状態で、ガイドラインに基づく同盟調整メカニズムというのは、日頃からそういう訓練をやりましょうという話になっている。今度、更に強調されているから訓練がますます増えていくということ。

Q.戦後 70 年。戦禍の中で亡くなった日本人は誰もいなかった、この、日本の平和のような状態というのは、実際アメリカの傘の下で保たれてきたのではないか、これは事実ではないかと思うのだがいかがか？

A.一番大きいのは、憲法 9 条だと思う。海外に派兵しない、集団的自衛権の行使をしないということで、朝鮮戦争にもベトナム戦争にも行くことがなかった。日本は断ったわけだ。北朝鮮も、1993 年から 94 年、細川さんが総理大臣、アメリカはクリントン大統領の時。93 年に北朝鮮が、ミョンボンという核施設で核拡散防止条約から脱退した。それでアメリカはミョンボンの核施設を攻撃するということを決め、日本と韓国に協力してくれという要請があった。94 年 2 月、細川・クリントン会談で要請があった。全部で 1059 項目の要請。北海道は新千歳空港と苫小牧港を使わせてもらいたいという要望があった。日本は、集団的自衛権の行使だからと言って断った。これを断らないで戦争をしていたら、北からミサイルが飛んできたり、日本も戦争に巻き込まれたと思う。

アメリカは統合参謀本部でその年の秋、どうなるかとシミュレーションをしていた。米兵 5 万 2 千人、韓国軍が 49 万人亡くなると数字が出て、それでこれはダメだとなって、カーター元大統領を特使として北朝鮮に派遣し収めた。

確かに、アメリカの軍事力の存在は、周りの国に対する抑止力にはなったと思うが、現実の戦争という点からいうと、むしろ憲法 9 条が、米軍と一緒に行動することを抑止抑制してきたというのは間違いないと思う。イラクだってアフガニスタンだっていろんな理屈考えて、戦闘行為には参加していない。後方支援、あれもいろいろ問題はあった。アフガニスタンでは給油の他に、陸上自衛隊に対し、怪我をした兵士を運んでくれという要請もされていた。陸自は断わった。それも何故かという、危ないから、そして海外での武力行使になるから。武力行使している国と一緒に行動するということは、相手から見たら区別ないわけだから。今までのイラクとアフガンへの対応は、日本の屁理屈。屁理屈だけれども、憲法 9 条があって、そのために武力行使に拡大していくのを抑えてきたという意味はある。

一番大事なものは、海外で武力行使しないこと。日本の場合は、日本が攻撃された時にだけ防衛するのであって、それ以外は武力行使しないという憲法の原則。それを世界が知っている。ペシヤワール会の中村哲さんがアフガンで拘束された際、日本人だからと釈放されたと言っていた。PKO の部隊もそう言っている。軍事力で守られているわけでない、地域の信頼関係だけだと。地域の人には、日本という国は軍隊を送ってきて、その国の軍隊と提携したり支配したりはしない国だというのが PKO 活動の大きな力になっていると。特に中東ではそう言われている。我々は、非軍事的に活動するということが非常に大事。憲法 9 条は非常に大きな役割を果たしていると思っている。

以上